

平成24年第6回教育委員会

臨時会会議録

平成24年5月8日

東久留米市教育委員会

平成24年第6回教育委員会臨時会

平成24年5月8日午後3時02分開会
市役所7階 703会議室

- 議題 (1) 会議録署名委員の指名
(2) 東久留米市立図書館条例の一部を改正する条例の制定依頼について
(3) 東久留米市立図書館運営規則の全部改正について
-

出席委員 (5名)

委員 長 榎 本 隆 司	第一職務代理 井 上 敏 博
第二職務代理 矢 部 晶 代	委 員 松 本 誠 一
教 育 長 永 田 昇	

東久留米市教育委員会会議規則第15条の規定に基づき出席を要求した者の職氏名

教 育 部 長 荒 島 久 人	総 務 課 長 東 淳 治
指 導 室 長 片 柳 博 文	学 務 課 長 稲 葉 勝 之
生涯学習課長 山 下 一 美	主 幹 傅 智 則 (国体担当)
図 書 館 長 高 梨 顕 彦	統括指導主事 末 永 寿 宣
指 導 主 事 間 嶋 健	指 導 主 事 大久保 順 子

事務局職員出席者

庶 務 係 長 鳥 越 富 貴	庶 務 係 小野塚 将 志
-----------------	---------------

◎開会及び開議の宣告

(午後3時02分)

- 委員長 これより平成24年第6回教育委員会臨時会を開会する。本日は全員出席であり会議は成立している。東久留米市教育委員会会議規則第15条の規定により、関係職員の出席を求めている。

◎会議録署名委員の指名

- 委員長 日程第1、会議録署名委員の指名について。本日は2番松本委員にお願いします。

◎傍聴の許可

- 委員長 傍聴の方がいらっしゃるのをお入りいただく。

(傍聴者入室)

◎議案第31号の上程、説明、質疑、採決

- 委員長 日程第2、「議案第31号 東久留米市立図書館条例の一部を改正する条例の制定依頼について」を議題とする。教育長から提案理由の説明を求める。
- 教育長 「議案第31号 東久留米市立図書館条例の一部を改正する条例の制定依頼について」、上記議案を提出する。平成24年5月8日提出。東久留米市教育委員会教育長、永田昇。提案理由であるが、図書館の管理を指定管理者に行わせることができるようにするため、規定を整備する必要があるためである。詳細については教育部長から説明する。
- 教育部長 新旧対照表をご覧いただきたい。図書館条例の第1条から第3条までは現行のとおりである。第4条については、現行の「図書館には、館長、地区館長、司書、司書補その他必要な職員を置くものとする」を、「図書館には、館長並びに東久留米市教育委員会が必要と認める専門的職員、事務職員及び技術職員を置くものとする」と改める。第5条は現行のとおりである。第6条に新たに「指定管理者による管理」を設け、「教育委員会は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、指定管理者に対して、図書館の管理を行わせることができる」とし、第2項に「前項の規定による指定管理者の指定の手続、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲等については、東久留米市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成16年東久留米市条例第15号）の定めるところによる」を設けることにより、第6条、第7条の番号がずれる。

なお、この条例の内容については、昨日、図書館協議会を開催し、概要について説明させていただいているので、その報告も行いたい。

- 委員長 お願いします。

- 教育部長 昨日、図書館協議会を開催した。事務局からの報告事項としては平成24年第1回市議会について、平成24年度図書館予算について、さらに東久留米市立図書館のあり方に関する検討委員会の報告について、ということで報告をした。資料としては平成24年第1回市議会一般質問の答弁概要と請願第10号、さらに、図書館の予算ということで暫定予算の資料を配付した。請願第10号「市立図書館に指定管理者制度を導入しないことを求める請願」については採択と不採択の状況、それぞれが主張された内容の質問、そのほか、「指定管理以外に選択肢がなかったのか」「指定管理者を導入した場合に想定できるサービ

スとは何か」という質問があった。各委員からは「図書館は中央館と地区館のネットワークにより、図書館として成り立っている。こういうネットワークを大切にしてもらいたい」「導入した場合の質的なものの評価をどう行うのかも考えてもらいたい。評価によっては元に戻すことも含めて考えてもらいたい」。また、「選書をしっかりしてもらいたい」「地区館は地域の拠点でもあることから、地域の状況や声の特性を踏まえてどう向き合っていくのか。こういうことも大切にしてもらいたい」という話もいただいた。事務局からは、「今後、これらのお声を十分受け止めさせていただき、手続きを進めていきたい」と説明した。

○委員長 何か伺うことはあるか。

○委員 第4条の規定中、現行の「司書、司書補」を改正案では「専門的職員」と改めたことについて、さらに、「その他必要な職員」よりも明確に示されるようになった、事務職員と技術職員の職務内容上の区分を伺いたい。

また、第4条の冒頭に現行でも改正案でも、先ず「館長」が先にきており、改正案では「館長並びに教育委員会が認める」となっている。館長の運営に関する責任を明確にしている点は良いと思うが、この並びについても確認したい。

○図書館長 1点目の「司書、司書補」については、市の図書館条例のもとになっている図書館法の「図書館に置かれる専門的職員を司書及び司書補と称する」という項に合わせ、今回の条例改正に併せて、この部分も改正させていただきたい。2点目の「事務職、技術職」の区分については細かい規定はない。3点目の館長が先にきているということであるが、図書館は館長が全般の事務を掌握し、中央館や地区館を管理しているため、「館長並びに」という表現にさせていただいている。

○委員 図書館協議会からの「指定管理者以外に方法はなかったのか」という質問については、どのように答えたのか。

○図書館長 「アウトソーシングには幾つかの方法がある。一つは指定管理という、施設そのものについて責任者を含めて任せるもので、生涯学習センターがこれに当たる。図書館の場合に多いのは窓口業務の委託で、図書館そのものは市が運営するが、窓口カウンターでの本の貸し出しなどのサービス部分を委託するという考え方である。これは23区などが主に採用している方法である。ただしこの場合、同じ施設の中に委託先の業者と市の職員とが混在することになり、かつ、市の職員は委託している窓口の職員に対しては、直接指示ができない。その都度、業者の責任者と交渉しながら進めていくことになるが、そうすると指揮命令系統の中で混乱するおそれがあるだろうという判断の下、今回、市としては施設そのものを委託する指定管理という方法が良いのではないかという判断に至った」、と説明した。

○委員 図書館協議会からは以前にも、あり方の報告書に対するパブリックコメントの中に、「不安がある」「説明不足である」というご意見があった。それに関連する質問やご意見はなかったのか。

○図書館長 パブリックコメントでいただいた意見の中に、「市全体の図書館としてのネットワークは、それぞれ違う管理運営になった場合統制がとれるのか」「市としての選書の部分でも、例えば「指定管理になった場合に地区館における選書はどうなるのか」という質問があった。また、「指定管理になることによって、具体的にどのようなサービスが期待できるのか」という質問もあった。

「どのようなサービスができるのか」については、「今後、プロポーザルという形で提案

をいただくことになるが、一般的にはいろいろな企画物、例えば講座や講演会、企画展示などについては業者のさまざまなノウハウによりいろいろな提案がいただけるのではないかと答えている。市の厳しい事情の中では企画ものに予算をかけることが難しい中、図書館としても工夫はしており、予算が伴わない企画を行っている。そういったところを業者のノウハウがあれば新しいものを提案してもらえないかと期待している。

ネットワークの問題については、「あくまでも市立図書館ということには変わりはない。中央館で図書館全体の計画を立て、それに基づいて地区館を運営してもらうことになるので、市の図書館としてのネットワークはきちんと維持できていくと考えている。選書に関しても東久留米の選書ということであるので、中央館で最終的な判断を行う。当然、個々の地区館での選書があるが、あくまでも候補を挙げてもらった中で、最終的には中央館が判断していくことに変わりはないため、十分に統制がとれる」と答えている。

○**委員長** 第4条では、現行の「館長、地区館長、司書、司書補」が「専門的職員」という、ある意味では抽象的な表現になった。この「専門的職員」には、現行における司書や司書補以外に何かあるのか。新たに設けられる第6条により、指定管理者が専門的職員についての管理権を持つということだが、その管理の幅はどこまでなのか。

○**図書館長** 図書館法の第4条に、「図書館に置かれる専門的職員を司書及び司書補と称する」という項がある。この取り扱いに則り、専門的職員というのは図書館においては司書、司書補になる。

○**委員長** 図書館の専門職員と言った場合、その専門的な仕事とは何なのか。図書館が動いていく上で、「この条文にかかわって、教育委員会ではそういう理解の上でこれに対して判断を下した」ということが言えればこれで良いと思う。

「われわれが東久留米の図書館をこれから動かしていくのに、今までこういうふうに動かしてきていて、関連する問題についてはこういう判断で問題はなかった。したがって、その判断により今後ともやっていく」ということをここで述べていただきたい。

○**図書館長** 図書館を運営していく中では選書、子ども向けのサービスからハンディキャップサービスまで、幅広いサービスがある。そういうサービスを行うにはある程度の経験が必要である。司書や司書補の資格を取るために大学なりで学んできて修得していることからすれば、司書や司書補は図書館を運営する中で専門職として位置づけていくことに問題はないと思う。また、専門的職員にはほかにどんなものがあるのかということだが、司書の中で運営できていくと考えている。ただし、「技術的な職員」となると技術を要するものがあるため、そういう職員を新たに図書館の職員として入れる場合も考えて項目としてある。

○**委員** 第4条で、現行の「館長、地区館長、司書、司書補」は改正案では「専門的職員」になっている。ここで「地区館長」が外れている理由は、地区館の館長も館長と考えるからなのか。指定管理者の定めた方が地区館長になるということか。

○**図書館長** 地区館長は現在の市立図書館の館長の下にあり、地区館を運営している責任者である。指定管理者が入ってくれば名称はまだ分からないが、指定管理者が地区館長的な立場で仕事に就くことになる。

○**委員長** 先ほど伺ったところでは、地区館長は専門的職員ということになる。今の答弁によると、今度は指定管理者が専門的職員として管理に当たることになる。

○**図書館長** 指定管理者が入ってくることにより、ここで言っている「専門的職員」として司

書の資格を持っている方をどれぐらいの割合で入れられるかについては、当然、われわれは基準を出す。他市の例であるが、「責任者は必ず司書の資格を持っていること」を提示している。指定管理者が入っても、司書や司書補として一定数は確保できる。

○**委員長** 今回の場合も、今までの指定管理者の指定の仕方に基本的には倣っていくだろうが、図書館はスポーツセンターとは性格がかなり異なるため、図書館という固有の性格に見合った形での指定管理者の決め方が具体的に出てくる。その中で、ここでいうところの「管理」が専門的職員の管理にまで及ぶのだとしたら、当然その専門的職員に対して、指定管理者が求める能力を持っているか持っていないかをわれわれが判断することになる。今後の課題の中でその選定過程に向けてきちんと規定していくことが確認できれば、現段階ではそれなりの了承はできる。

指定管理者の選び方の多くは知りえないが伺っているところでは大体うまくいってきている、望ましい形でできているということだから、今後、図書館についてもそういうことを考えるならば、当然われわれはそれを期待する。その期待に向けて、図書館はスポーツセンターとは違った中身で指定管理者を選ぶという、その辺の吟味が今後十分になされると判断して良いのか。

○**図書館長** その方向で考えていく。

○**委員** 新しく加わる第6条では「図書館の管理を行わせることができる」となっている。今の計画では「地区館は指定管理者による管理、中央館はこれまでどおり」となっているが、この条文では「全部」という受けとめ方をされないか。

条文上はそうになっているが、「今の考え方としては地区館のみである」ということについて、どのように信頼を持っていただけるのか。図書館協議会でも、そこはとても大事に受けとめられていると思う。説明の中で、「地区館とのネットワークにより、中央館は今までどおりである。選書も中央図書館がきちんと行うから大丈夫である」とあったが、条文だけをとらえると「全ての図書館」と受け止められるのではないかと心配されている声はないのか。

○**教育部長** 報告書の中にも、「中央館の役割は行政自らが行っていく」とあり、昨日の図書館協議会の中でもそのように説明している。条例では「できる」規定となっており、「図書館について指定管理者による管理ができる」という内容にとどめている。

○**教育長** 自治法が改正されて指定管理者制度が導入できる規定が設けられ、各自治体はその法律を受けて、指定管理者制度を導入することができる。その場合は指定の手続きに関する条例を定めれば良いことになっている。

本市でもスポーツセンターをはじめ、いろいろな施設が条例設置されている。今回は図書館であるので、図書館の条例改正により、指定できる規定を設けることになる。次の段階では募集要領を配布して、プロポーザルでどこかに決まったとすると、そこで初めて具体的に「どこの図書館に指定管理者を入れるのか」ということになる。法律、条例、あるいは議会という歯どめが置かれているので、今回の改正により一気に中央館まで指定管理を入れることにはできない。市の行財政改革アクションプランや報告書でも地区館のことは述べているが、中央館については今後の課題であり、具体的にどうするかはまだ決定されていない。

○**委員長** 事の変化していく中では、その都度いろいろな形でのチェックポイントなりを置いて、これを厳正に行う。教育長が言われたとおり、市もそういうことを十分念頭に置きなが

ら6月議会に向けての提案を考えていると理解して良いか。

○**教育長** 今回の条例改正は、基本的には「図書館に指定管理者制度を導入できるよう条例改正をする」ということであった。しかし、付随的に、第4条の「図書館の職員」という項目などが法律とは若干表現が違った名称となっていたため、併せて図書館法の条文を引用して改めたものである。

特に、先ほどから質問の出ている「専門的職員」とは司書と司書補に限られており、それを法律では「専門的職員」と呼んでいる。条例上もそれを明言すれば、司書及び司書補だということになる。

また、「事務職員及び技術職員」についてであるが、事務職員は一般職員で、技術職員についての職名はない。これを想定しているのは大規模な図書館の場合で、施設の管理を担当する技術職員、例えば電気や施設を建て替える場合の建築士など。本市では都市建設部に依頼しているが、大規模な図書館の場合は図書館に技術職員を置いて建設や改修、大規模改造に当たることも想定した上で、「技術職員」と呼んでいるのだと思う。

については、今回の第4条と第6条の改正については、指定管理者の導入とは少し意味合いが異なるとうご理解いただきたい。

○**委員長** 先ほど、委員から出ていた地区館長云々の問題などは、今後、指定管理者の問題が具体化する段階で、改めて何と呼ぶかなど話題になるだろう。今は中央館があるいは館長が地区を含めて館長の責任下であり、仕事上で地区館長という形で役を担っていただいている。実際に動いていく上ではそのようになるが、仮に指定管理者が入ってくるということになったらどうなるのか、これは今後の問題となる。

これで質疑を終了する。これより討論に入る。討論を略し、採決に入る。「議案第31号 東久留米市立図書館条例の一部を改正する条例の制定依頼について」を採決する。本案を可決することに賛成の委員の挙手を求める。全員挙手であり、よって議案第31号は承認に決した。

◎議案第32号の上程、説明、質疑、採決

○**委員長** 日程第3、「議案第32号 東久留米市立図書館運営規則の全部改正について」を議題とする。教育長から提案理由の説明を求める。

○**教育長** 「議案第32号 東久留米市立図書館運営規則の全部改正について」、上記議案を提出する。平成24年5月8日提出。東久留米市教育委員会教育長、永田昇。提案理由であるが、東久留米市立図書館条例の一部を改正する条例の施行に関し必要な事項を定め、並びに著作権法等の改正による図書館ハンディキャップサービス等に関する規定の整備を行うためである。詳細については図書館長から説明する。

○**図書館長** 新旧対照表をご覧いただきたい。第2条第6項の「視聴覚機器の提供その他視聴覚教育に関する事業」であるが、これは平成15年度までは図書館が「視聴覚ライブラリー」という形で16ミリ映写機その他フィルムを所有し、貸し出しを行っていた。しかし、16年度以降は予算化できないため、機能していない。ただし、機材等がまだ順調に動いているうちは利用していただいたほうが良いだろうという判断の下に、これまで利用していただいていた。しかし、ここに来て16ミリ映写機の製造が中止になり、さらに部品等の供給もここ1～2年で終了するため、これ以上の対応は難しいと判断し削除する。併せて、第5節の「視聴覚機材等の貸出し」も

削除する。また、第2条第8項の規定中、「公民館」を「生涯学習施設」に改める。

第3条の規定中、「館長」を「図書館長（以下「館長」という。）」に改める。

第3節「郵送による貸出し」及び第4節「宅配による貸出し」という、ハンディキャップサービスに関する規定がある。これまではこの規則で定めていたが、著作権法の改正が頻繁に行われるため改正案ではこの2項目をまとめ、第3節「来館以外による貸出し」とし、「郵送または宅配により図書館資料を利用することができる」とした。録音図書の貸し出し、宅配による貸し出し、さらに対面朗読などいろいろなサービスを行っているが、詳細についてはそれぞれ規定を設けて対応していく。この改正により、今後、さまざまな改正があった場合にもスピーディーに対応できると考えている。

また、新たに追加する内容であるが、改正案の第4章第21条に「指定管理者による管理」ということで、現行の第2条、第5条、第6条、第7条、第8条、第9条、第12条、第13条、第20条の規定による業務を、指定管理に行わせる場合における業務とする。第10項として「前各号に掲げるもののほか、教育委員会が特に必要があると認める業務」を挙げている。

改正案の第22条で「指定管理者は、法令又は条例及びこの規則の定めるところに従い、適正に図書館の管理を行わなければならない」とし、第23条で「指定管理者に図書館の管理業務を行わせる場合における第5条、第6条、第7条、第8条、第10条、第11条及び第12条の規定の適用については、これらの規定中「館長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする」とする。

最後に、第5章「その他」として、第24条に「この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、館長が定める」とする。

○委員長 何か伺うことはあるか。

○委員 改正案でも利用時間は現行のとおりであるが、「ただし、館長が必要と認めるときは、これを変更することができる」となっている。集会室の利用開始時間が午前9時30分になり利用時間が短くなった。市民に少しでも多く使っていただくためにも、ここの説明はきっちりする必要があると思う。

○図書館長 集会室の利用については、以前は午前中の枠では午前9時から利用できたが、開館時間を午後6時まで延長したため、市役所に準じていた図書館職員の勤務体系がこれまでの午前8時半から午後5時15分までから、午前9時半から午後6時15分までと変更になった。これは「超過勤務手当を発生させないで午後6時までの開館を行う」という判断があったからである。その関係で図書館の開館と合わせた午前10時からとして終了時間を30分延長し、午前枠は午後零時半までと変更した。事情により午前10時前に利用したいということであれば、職員は午前9時半から出勤しているので、その時点から入ることは可能である。事前に申し出ただければそういう対応をとっている。

○委員 職員のローテーションの問題などがあることは認識している。第4条の「利用時間」については「館長」を「指定管理者」に読みかえず、館長の権限にとどめていることは理解するが、近隣市に比べて開館時間が短いことについて伺いたい。

今後、指定管理者になった場合、「もう30分、1時間の利用時間の延長を」という声も上がってくると思う。職員の配置等、市全体の調整も必要だと思うが、館長の方針と指定管理者サイドの方針の調整を十分に行っていく必要がある。そうすれば利用時間等のところで、サービスの向上につながる具体的な内容が出てくると思う。生涯学習センター等の場合も同じようなケース

で調整されている。

- 図書館長** 地区館に指定管理者を入れる際に示す要領やプロポーザルの中で、開館時間の延長は重要事項になると思う。指定管理者の考え方なり提案なりをもらうことは可能である。
- 委員** いろいろな運営課題については、館長と指定管理者とで調整していただく必要があるが、法律上の位置づけが絡むものもあると思う。図書館協議会は図書館法で規定されているが、その役割についてはこの管理運営規則には位置づけられていない。生涯学習センターの場合も審議会については継続してもらうよう調整があった。
- 図書館長** 図書館協議会の設置については図書館法第14条で、「公立図書館に図書館協議会を置くことができる」と規定されている。さらに、「図書館協議会の委員は、当該図書館を設置する地方公共団体の教育委員会が任命する」とあり、本市の場合は市立図書館協議会設置条例で規定されているので、規則では触れていない。
- 委員** 指定管理者が入ったとしても継続されるという解釈で良いのか。
- 図書館長** そうである。
- 教育長** 郵送料について伺いたい。現行の第14条では「図書館資料の郵送にともなう経費は、図書館が負担する」とあり、改正案では削除されている。無料であるため、あえて条項に「図書館が負担する」と示すのではなく、実質的には郵政株式会社が負担しているから条項を削るという意味なのか。
- 図書館長** 郵政株式会社との協定により申請して許可を得ているので、特に、規則の中で触れていなくても支障はないと判断している。
- 委員** 今までは有料で市が負担していたのか。
- 図書館長** 負担はしていない。中央図書館の開館時に当時の郵政省に申請して以来、ずっと無料で行われている。昔はテープだけに限っていたが、最近は別のもも送れるようになっている。
- 委員長** 負担することがないのに負担するという規定を置いていたということか。
- 図書館長** そうである。郵政株式会社と協定ができるまでに、若干の時間があつた。中央図書館が開館して1年後ぐらいにその協定ができたが、その時のものがそのまま残っていた。
- 委員長** 第1条の規定中、「管理運営等」から「運営等に」と改められた。自治法の条文を受け、地方自治法の規定で指定管理者を置くことができるという条例にしたがって指定管理者を置き、指定管理者に「管理」を任せるということで「管理」を取っている。なお、改正案では「等」が付いている。

「全て指定管理者にやってもらうから」ということではないと思うが、なぜ、改正案では「管理」を削ったのか伺いたい。
- 委員** 「管理」が消えた理由については私も気になった。
- 図書館長** 「管理運営」を「運営」に変更したのは、この規則の表題である「東久留米市図書館運営規則」に合わせたからである。
- 委員長** 「運営」の中には「管理」も入っているという意味なのか。
- 図書館長** そのように判断している。
- 教育長** ほかの施設の場合には「管理」という文言が規定にあるが、図書館の場合は図書館法や文部科学省が出している「公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準」によるとすべて「運営」となっており、「管理」という文言はない。ついては、この規則でも「管理運営」ではなく「運営」と改めた。

なお、「運営」には当然、「管理」も含まれるという解釈により、図書館では事務を行っている。

○委員長 「管理」という言葉の概念には広がりがあるので、いろいろ問題になる。この場合は、「運営」の中に、「全ての管理」も入るということである。「何をどのように管理するのか」については、可能な限りきちんと規定したほうが良いと思う。

しかし、法律上は必要なく、あるいは「運営」で全てが含まれるというのであればそれでも良い。図書館の運営は体育館とは違った管理の仕方が当然あるだろうから、「法律により『管理』を省いた」ということではなく、そういうことを頭に置いてもらいたい。

○教育長 図書館法第1条ではこの法律の目的として、「社会教育法の精神に基づき、図書館の設置及び運営に関して必要な事項を定め」とあり、「管理」という文言はない。そういったことから、事の本質は始まっている。図書館法、学校図書館法、さらに文部科学省の基準でも「管理」という文言は使われていない。

○委員 少し検討する必要があると思うのは、規則の「第4章 指定管理者による管理」では「管理」になっていることである。ここの「管理」の意味は、「教育委員会から委託を受けて、より効率的な行政サービスを行う、ということだ」と思う。つまり、経営学上の「管理」である。委員長が危惧された点もあるので、第4章も「運営」で良いのではないか。

○委員 「指定管理者により管理」という条例により第6条は規定され、この規則はそれを受けている。

○教育長 少なくとも、条例との整合性を保たなくてはならない。

○委員長 「管理」とは本来、「運営をスムーズにするためにしかるべき管理をきちんとやる」ということだからこそ、「管理運営」という言葉もつながっていると思う。設計者も「監視もやります」という言い方をする。いずれにしても、管理には管理なりの意味がある。それが法律上で整合性を保っていないとしても、それにかかわらずこうやって「指定管理者」という言葉が残っている。われわれが実際に運用するときにはそういうことを頭に置いて、間違いなく行われるようにお願いしたい。

そもそも指定管理者問題なりがいろいろな形で関心を集めたりしているのも、「管理」の中身が気になるからだと思う。ついては、その問題をわれわれが取り上げるときには根っこの部分である「管理とは一体何なのか」からきちんと押さえ、実際の運営にかかる規則等の中で、過不足ないように行っていきたい。

○委員 第2条第6項を削除する件で伺いたい。「視聴覚機器の貸し出し事業が予算化されておらず、部品の製造もされていない」ということが理由であるが、今ある機器とソフトは今後どのように扱われるのか。また、使いたい場合はどうなるのか。

○図書館長 今ある機材が動くうちは、そして要望があるうちは利用していただくことになる。今後は処分することになるが、16ミリフィルムについては都立図書館に引き取ってもらえるか打診した。本市にあるものにはかなり年数が経っているものが多く、また、都立図書館でもほとんど同じものを所蔵しているため、引き取ってもらうのは難しい。

機材については実際に利用されている団体から、「自分たちで持っている機材のメンテナンス用部品として使える部分があれば譲ってもらえないか」という話は来ている。ただし、市の財産であるため、今後、教育委員会の中で検討させていただき、お渡しできるものであればそういう方向も考えていきたいと思っている。

- 委員 第3条の休館日と、第4条の利用時間について伺いたい。他の委員からも質問があったが、今後のプロポーザルにより指定管理者が提案してきたものが、例えば、休館日がなくなる等のサービス向上の部分も指定管理者制度を導入する一つのメリットであるとする、そういったものが提案された時点で、その都度、この運営規則を改めていくのか。
- 図書館長 今後のプロポーザルの結果を見ながら、また、現在、市の図書館でやっている状況も検討しながら、柔軟に対応していきたいと考えている。
- 委員長 これで質疑を終了し、討論に入る。討論を略し、採決に入る。「議案第32号 東久留米市立図書館運営規則の全部改正について」を可決することに賛成の委員の挙手を求める。全員挙手であり、議案第32号は承認に決した。
-

◎閉会の宣告

- 委員長 以上をもって、第6回教育委員会臨時会を閉会する。

(午後4時22分)

東久留米市教育委員会会議規則第30条の規定により、ここに署名する。

平成24年5月8日

委員長 榎本隆司（自署）

署名委員 松本誠一（自署）